

報告事項No. 6

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	被 害 者	事 件 の 概 要
1	教育委員会	5. 8. 23	円 124,647	(ア)セレサ川崎 農業協同組合 (イ)横浜市鶴見 区在住者	令和5年4月20日、市立学校の校庭で、 <small>きんてい</small> 剪定した樹木の枝が落下し、隣接する道路を走行中の被害者(ア)所有の原動機付自転車に接触し、運転していた被害者(イ)を負傷させ、及び当該原動機付自転車等を破損させたもの